

令和5年第5回（9月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第82号	上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	幼児保育課	1
議案第75号	令和5年度上越市一般会計補正予算(第3号)	幼児保育課	2

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 2 号
提 出 課	幼児保育課

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

2 改正内容

条文中で引用する認定こども園法「第 3 条第 1 1 項」を「第 3 条第 1 0 項」に改める。（第 1 5 条関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（特定教育・保育の取扱方針） 第 1 5 条 略 (1) 略 (2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 <u>1 0 項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第 4 号に掲げる事項 (3)及び(4) 略 2 略	（特定教育・保育の取扱方針） 第 1 5 条 略 (1) 略 (2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 <u>1 1 項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第 4 号に掲げる事項 (3)及び(4) 略 2 略

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第75号
提出課	幼児保育課

歳出科目 (P24~P25)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	1,929,278	1,644	1,930,922

主な補正財源		主な経費	
市債	1,800	備品購入費	1,644
一般財源	△156		

【補正理由】

保育園通園バス3台の購入費について、車両価格の高騰により当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
市債	通園バス購入事業	11,700	1,800	13,500
一般財源		1,682,430	△156	1,682,274
合計		1,694,130	1,644	1,695,774

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
備品購入費	庁用自動車購入費	12,444	1,644	14,088
合計		12,444	1,644	14,088